

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公表番号】特表2010-539300(P2010-539300A)

【公表日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-050

【出願番号】特願2010-525111(P2010-525111)

【国際特許分類】

C 1 0 G	11/00	(2006.01)
C 1 0 G	11/05	(2006.01)
C 0 7 C	15/06	(2006.01)
C 0 7 C	15/08	(2006.01)
C 0 7 C	13/18	(2006.01)
C 0 7 C	13/10	(2006.01)
C 0 7 C	13/48	(2006.01)
C 0 7 C	4/18	(2006.01)
C 0 7 C	4/10	(2006.01)
C 0 7 C	1/20	(2006.01)
B 0 1 J	29/40	(2006.01)
B 0 1 J	29/08	(2006.01)
B 0 1 J	29/70	(2006.01)
B 0 1 J	29/14	(2006.01)
C 0 7 B	61/00	(2006.01)

【F I】

C 1 0 G	11/00	
C 1 0 G	11/05	
C 0 7 C	15/06	
C 0 7 C	15/08	
C 0 7 C	13/18	
C 0 7 C	13/10	
C 0 7 C	13/48	
C 0 7 C	4/18	
C 0 7 C	4/10	
C 0 7 C	1/20	
B 0 1 J	29/40	M
B 0 1 J	29/08	M
B 0 1 J	29/70	M
B 0 1 J	29/14	M
C 0 7 B	61/00	3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月12日(2011.8.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

藻類からの油をクラッキングするための接触クラッキング方法であつて、藻類から油を抽出して、テルペンを含む原料を形成する工程；および該原料とモレキュラーシーブを含む触媒組成物とを接触させる工程を含む、方法。

【請求項 2】

前記藻類が、遺伝的に改変されていない藻類と比較してテルペン生産を増大させるように遺伝的に改変されている、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

前記テルペンが、セスキテルペンである、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 4】

前記セスキテルペンが、クパレンまたはファルネセンである、請求項 3 に記載の方法。

【請求項 5】

前記テルペンが、ジテルペンである、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 6】

前記ジテルペンが、フィトールである、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 7】

前記テルペンが、トリテルペンである、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 8】

前記トリテルペンが、スクアレンである、請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

前記テルペンが、テトラテルペンである、請求項 1 または 2 に記載の方法。

【請求項 10】

前記テトラテルペンが、カロテンである、請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記接触クラッキングの条件が、前記原料を 100 ~ 1000 まで加熱する工程を含む、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 12】

前記接触クラッキングの条件が、180 ~ 580 の温度まで前記原料を加熱する工程を含む、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

前記接触クラッキングの条件が、200 ~ 400 の温度まで前記原料を加熱する工程を含む、請求項 12 に記載の方法。

【請求項 14】

前記接触クラッキングの条件が、350 ~ 400 の温度まで前記原料を加熱する工程を含む、請求項 13 に記載の方法。

【請求項 15】

前記モレキュラーシーブが、6 よりも大きい孔径を有する、請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 16】

前記モレキュラーシーブが、10 ~ 15 のケージ径を有する、請求項 15 に記載の方法。

【請求項 17】

前記モレキュラーシーブが、10 員環ゼオライトまたは 12 員環ゼオライトである、請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 18】

前記モレキュラーシーブが、型ゼオライト、L 型ゼオライト、または Y 型ゼオライトである、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

前記モレキュラーシーブが、ZSM-5 ゼオライトである、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 20】

前記触媒組成物が、前記モレキュラーシーブとは異なる径の第 2 のモレキュラーシーブ

をさらに含む、請求項 1 ~ 1_9 のいずれか 1 項に記載の方法。